

第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）実施結果

○募集期間 : 令和3(2021)年12月1日(水曜日)～12月28日(火曜日)
 ○意見提出人数 : 1名（ファックスによる提出）
 ○意見内容 : 1件（ご意見への対応は次のとおりとしました。）

No.	意見内容	市の考え方	意見への対応
1	(P17・18) (2) 人権啓発の推進 戸籍謄本や住民票の不正取得は過去幾度となく繰り返され、差別身元調査につながっている。 今年の8月にも、探偵業者から依頼を受けた行政書士が800回以上にわたり不正請求を行い、逮捕されるに至った。その後、行政書士会により権利の停止と廃業の勧告を受けている。当該市や近隣市でもこの行政書士による不正取得が行われていたことが判明している。 不正に取得された市民への情報提供や人権の回復を図るとともに、差別身元調査につながる戸籍謄本や住民票など個人情報ビジネスとして横行している現状に警鐘を鳴らし、事前登録型本人通知制度への登録者を増加させる取り組みが望まれる。	戸籍謄本や住民票の不正取得を早期に発見し、その抑制に努め、不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることは大変重要であると認識しています。 ご意見を踏まえ、P17の「③ 広報紙・啓発資料などによる人権啓発の推進」の3つ目に次の施策を追加することとします、 「身元調査を目的に、戸籍や住民票の写し等を本人の知らない所で不正に取得する行為は、個人情報の不正取得に留まらず、結婚差別や就職差別等、人権侵害を引き起こす恐れがあります。引き続き、身元調査の問題に対する啓発の推進強化を図るとともに、「羽曳野市本人通知制度」の一層の周知に努め、不正請求の抑制を図ります。（担当課：人権推進課、市民課）」 また、それに合わせて、P59の【国の主な動き】に「平成17(2005)年「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」施行」を、用語解説(P64)に「羽曳野市本人通知制度」に関する説明をそれぞれ追加します。	計画に反映